

岡崎市建設現場の遠隔臨場に関する要領

(目的)

第1条 本要領は、岡崎市が発注する工事の建設現場において、施工状況の確認作業に遠隔臨場を適用して、発注者と受注者の作業効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工履歴を管理することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 遠隔臨場

動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声を、Web会議システムを使用して、段階確認等を実施することをいう。

(2) 動画撮影用のカメラ等

ウェアラブルカメラ、マイク、スマートフォン、タブレット等の機器の総称をいう。

(3) Web会議システム

次のいずれかに該当する遠隔地とインターネットを通じて映像・音声等のやり取りができるコミュニケーションツールをいう。

ア Cisco Webex Meetings

イ Microsoft Teams

ウ Zoom ミーティング

エ Zoom ビデオウェビナー

オ その他発注者が保有するインターネット通信が可能なパソコン等にソフトウェアのインストール等が不要であるもので発注者が認めるツール

(4) 段階確認等

土木工事標準仕様書(愛知県建設局)に定める「段階確認」、「材料確認」及び「施工状況把握」並びに次のいずれかに該当するものに定める「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」をいう。

ア 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

イ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)

ウ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)

エ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)

オ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)

カ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)

キ 公共建築木造工事標準仕様書

ク 公営住宅建設工事共通仕様書

ケ 建築物解体工事共通仕様書

(5) フレームレート

動画において、単位時間に使用するフレーム数(コマ数)の数(静止画像数)を示す数値をいい、通常、1秒あたりの数値で表す。(単位:fps=Frame Per Second)数値が大きいほどなめらかな動画となる。

(対象工事)

第3条 岡崎市が発注する工事のうち、「受注者希望型」で次に掲げる条件を全て満たす工事とする。

- (1) 段階確認等を、映像確認（把握）出来る工種の工事
- (2) 通信環境が良好である現場の工事
- (3) 特記仕様書に受注者希望型と記載した工事

（適用範囲）

第4条 遠隔臨場は、段階確認等に適用するものとする。

- 2 現場臨場に使用する機器は、段階確認等のほか、現場不一致、事故の報告時等、受注者の創意工夫等により受注者が希望するときは、使用することができるものとする。また、監督職員が遠隔臨場により十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認等を実施するものとする。

（事前協議）

第5条 受注者は、施工計画書の提出に先立ち、遠隔臨場の適用を希望する段階確認等の項目、現場の通信環境並びに使用する動画撮影用のカメラ等及びWeb会議システムの仕様について、工事打合簿により事前協議を行うものとする。

- 2 前項の事前協議の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 段階確認等の項目

遠隔臨場を実施する段階確認等の項目は、受発注者間が協議して定める。

なお、建築工事の場合は、次に掲げる事項及び国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課が作成している遠隔臨場に関する適応性一覧表を参考に段階確認等の項目を定める。

- ア 材料（機材）の検査等
- イ 施工の検査等
- ウ 材料の検査に伴う試験
- エ 施工の立会い等

- (2) 現場の通信環境

受注者は、遠隔臨場の実施現場において、使用する動画撮影用のカメラ等及びWeb会議システムの通信状況について確認する。

- (3) 使用する動画撮影用のカメラ等

ア 発注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なパソコン等を使用する。

イ 受注者は、表の仕様を満足する動画撮影用のカメラ等を準備する。

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480以上 ※目的物の判別が可能な場合は、発注者と受注者の協議の上、320×240以上でも可	カラー
	フレームレート：15fps以上 ※目的物の判別が可能な場合は、発注者と受注者の協議の上、5fpsでも可	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

ウ 夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等を使用する場合は、別途、発注者と受注者で協議する。

エ ヘッドマウントディスプレイ型のカメラを使用する場合の移動は周辺や足下等の確認が困難なため、安全に十分配慮する。

オ 文字や数値の視認性を高めるため、必要に応じて手ぶれ防止機能のある機器又は手ぶれ補正装置の仕様を検討する。

(4) 使用するWeb会議システムの仕様

ア 受注者は、表の仕様を満足するWeb会議システムを準備する。

項目	仕様	備考
映像・音声	転送レート (VBR) : 平均 1 Mbps以上	

イ 受注者は、発注者が保有するインターネット通信が可能なパソコン等で利用できるWeb会議システムを選定する。

ウ 受注者は、発注者の利用に際して費用が発生しないWeb会議システムを選定する。

(5) 電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応

対応方法に関しては、確認箇所を画像等で記録したものをメール等で共有し、監督職員が当該画像等により確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間等で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。

(施工計画書への記載及び通信状態の確認)

第6条 受注者は、前条に規定する事前協議で合意がなされた内容について、施工計画書に記載し、遠隔臨場の実施日前に提出するものとする。

2 受注者は、受注者側の動画撮影用のカメラ等と発注者側も含めたWeb会議システムの通信環境について整備し、双方向の通信状態に問題がないことを確認するものとする。

(遠隔臨場の事前通知)

第7条 受注者は、施工計画書に定めた遠隔臨場による段階確認等の臨場日の前日までに、監督職員へ電話やメール等により、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 実施日時
- (2) 実施箇所（場所）
- (3) 必要とする資料

2 遠隔臨場の実施日時は、原則として、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があり、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(実施現場の確認)

第8条 受注者は、監督職員が遠隔臨場の実施現場における確認箇所の位置関係を把握するため、臨場実施前に監督職員へ実施現場周辺の状況を伝えるものとする。

2 監督職員は、前項について把握したときは、その旨を受注者に伝えるものとする。

(遠隔臨場の実施)

第9条 受注者は、次に掲げる事項を、適宜黒板等を用いて表示するものとする。

- (1) 遠隔臨場である旨
 - (2) 工事名
 - (3) 工種
 - (4) 確認内容
 - (5) 設計値
 - (6) 測定値
 - (7) 使用材料
 - (8) その他必要な情報
- 2 受注者は、記録にあたり、前項各号に掲げる必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員による実施項目の確認を得るものとする。
 - 3 受注者は、終了時において、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員による実施項目の確認を得るものとする。
 - 4 監督職員は、遠隔臨場により十分な情報を得られなかったと判断した場合には、受注者にその旨を伝え、通常通りの段階確認等を実施するものとする。

(実施の記録と保存)

- 第10条 受注者は、前条第3項の確認を得たときは、遠隔臨場が行われた証拠として、遠隔臨場実施状況を監督職員の画面を表示させた状態でスクリーンキャプチャした静止画像データを保存し、工事完成時に提出するものとする。
- 2 監督職員は、段階確認等一覧表又は材料確認報告書の確認方法に「遠隔臨場」と記載するものとする。

(費用負担)

第11条 遠隔臨場に要する費用は、受注者負担とする。

(効果の把握)

第12条 本要領に基づく遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出について、受注者及び監督職員はアンケート調査等に協力するものとする。

(留意事項)

- 第13条 受注者は、臨場実施前に被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的及び用途等を説明し、承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、動画撮影用のカメラ等の使用は意識が対象物に集中し、足元等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意しなければならない。
 - 3 受注者は、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が配信される場合があるため留意しなければならない。
 - 4 受注者は、施工現場外ができる限り映り込まないように留意しなければならない。
 - 5 受注者は、公的ではない建物の内部等見られることが予定されていない場所が映り込み、人物が映っている場合は、人物の特定ができないように留意しなければならない。
 - 6 建築工事の改修工事の場合、来庁者及び現地職員のプライバシーに配慮するとともに現地職員の業務に関する秘密の保持に留意しなければならない。

(その他)

第14条 本要領によりがたい場合は、適宜発注者と受注者で協議するものとする。

2 発注者は、受注者が遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（令和5年3月3日国不建第578号）等に従い、監督処分を実施できるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。